

ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード事業実施要領

(目的)

第1条 「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード」の発行及び付随するサービスの提供により、鳥取愛を持ち、鳥取と多様に関わる「ふるさと・とっとりファン」と本県との関わりの機会を増やすことで、本県との関係人口を創出・拡大し、将来的な移住・定住者の増加を目指す。

※「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード事業」とは、県が発行する「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード（以下「メンバーズカード」という。）を所持することで、鳥取県に関する情報誌や来県時に役立つ優待パスポート等の送付を受けられるなど本県との関わりの機会を増やすことを目的とした事業とする。

(メンバー)

第2条 メンバーとは、本要領に従い、「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード登録申込書（様式第1号）」又はとっとり電子申請サービスにより登録申込を行い、県がメンバーとして登録を承認した個人をいう。

2 県は、前項による承認をした時は、当該登録申込者へ「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード」を発行するものとする。

3 県は、次の事由がある場合には、登録申込があった場合でも、メンバーとして登録しない場合がある。

(1) 第9条により、過去にメンバー登録を取り消された者から登録申込があった場合

(2) 申込の際に、虚偽の内容で登録申込した場合

(3) 登録申込した者が実在しない場合

(4) その他県が合理的事由により、メンバーとして認めることが不適当だと判断した場合

(会費)

第3条 メンバーズカードのメンバーの会費は無料とする。

(メンバーの登録期限)

第4条 メンバーの登録期限は無期限とする。

(メンバーへのサービス)

第5条 県は、メンバーに対し、鳥取との関わりの機会を増やすため、次に掲げるサービスを行うものとする。ただし、メンバーが希望しない場合はこの限りでない。

(1) 本県の自然や歴史、食などの情報が掲載されている季刊情報誌を送付する。

(2) 県内で使用可能な飲食店や観光施設の特典がある観光パスポートを送付する。

(3) その他交流人口拡大本部長が必要と認めた支援を行う。

(遵守事項)

第6条 メンバーは、メンバーズカードの利用にあたっては、この実施要領などの諸規定を遵守しなければならない。

(登録情報の変更)

第7条 登録されている内容が変更になったメンバーは、「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード登録情報変更届出書（様式第2号）」又はとっとり電子申請サービスにより、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

(退会)

第8条 退会を希望するメンバーは、「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード退会届（様式第3号）」又はとっとり電子申請サービスにより、県へ届け出るものとする。

2 県は、前項による届出があった時は、当該届出者を退会させ、その旨通知する。

(利用停止又は登録の取消し)

第9条 県は、メンバーであるにあたり不適当であると判断した場合には、予告なしに当該メンバーの登録した情報を削除し、若しくは当該メンバーに対しメンバーズカードの利用の停止又はメンバーの資格を取り消すことができる。

(個人情報の保護)

第10条 県は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）等に基づき、メンバーに対して利用目的をあらかじめ明らかにし、収集した個人情報は当該目的の範囲内で取り扱い、登録者の同意なく、その範囲を超えて利用してはならない。

2 個人情報の管理は県が行い、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
- 3 当該事業に関する個人情報、次の目的で利用する。
- (1) 第5条に定めるサービスの提供
 - (2) その他業務遂行上必要が生じた場合のメンバーへの連絡

(個人情報の管理)

第11条 収集した個人情報については、県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講ずるものとし、管理する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去するものとする。個人情報を委託等により、県以外の者に取り扱わせる場合は、上記と同様の管理義務の遵守を徹底するものとする。

(損害賠償)

第12条 県は、メンバーズカードの利用に関して生じたメンバーのすべての損害に対し、いかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

(実施要領の変更)

- 第13条 県は、メンバーの事前の同意を得ることなく、この要領の一部もしくは全てを変更することがある。この要領を変更したときは、県はメンバーに対し、鳥取県公式ウェブサイト「とりネット」上にあるメンバーズカードに関するページ上への登載により、その内容を公開するものとする。
- 2 変更同意できないメンバーは、所定の手続きにより登録の抹消ができる。ただし、変更の公開後に一週間以内に取消しの手続きを取らなかったメンバーは、当該変更を承諾したものとみなす。

(準拠法および専属的合意管轄)

第14条 この要綱に関する準拠法は、日本国内法とする。メンバーと県との間で訴訟の必要が生じた場合、鳥取地方裁判所をメンバーと県との第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(方針に関する協議)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定めるものとする。

附則

本要領は、令和3年7月19日から実施する。